

保健医療計画（7期）における機能別医療機関選定要件

○ 糖尿病の初期・安定期治療を担う医療機関

県が実施した調査において、次の項目を満たすと回答した医療機関を糖尿病の初期・安定期治療を担う医療機関として位置づけた。

〈選定要件〉

- ① 日本糖尿病学会等による診療ガイドライン等に則した診療が実施可能であること。
- ② 糖尿病の診断及び専門的指導が可能であること。
- ③ 糖尿病の初期・安定期治療を担う医療従事者を対象とした研修会に参加することが可能であること。（年1回以上）
- ④ 栃木県等が作成する糖尿病の初期・安定期治療を担う医療機能について説明するポスター等の施設内掲示が可能であること。
- ⑤ 糖尿病の合併症の評価が可能（他の医療機関と連携し確実に実施できる場合を含む。）であり、合併症について患者等に十分説明できること。
- ⑥ 患者に対し、治療中断しないよう働きかけることができること。
- ⑦ 栃木県等が作成する糖尿病治療の重要性等に関する啓発資料を活用し、患者へ食事療法、運動療法、治療継続等の必要性に係る啓発が可能であること。
- ⑧ 糖尿病の評価に必要な検査（OGTT、HbA1c 等）が実施可能であること。
- ⑨ 血糖コントロールが困難な患者を、専門治療を担う医療機関に紹介し、糖尿病連携手帳を活用し情報を共有することが可能であること。
- ⑩ 生活習慣の改善（食生活・運動等）の指導を中心とし、必要に応じて薬物療法を加えた治療を行うことが可能であること。
- ⑪ 自施設職員または他施設や栃木県栄養士会等と連携し、管理栄養士による栄養指導が実施可能であること。
- ⑫ 低血糖時及びシックデイの対応が可能であること。
- ⑬ 合併症の治療が必要な場合、糖尿病連携手帳等を活用し、合併症治療を担う医療機関への紹介が可能であること。
- ⑭ 眼科と連携して、眼科的な定期検査を確実に実施することが可能であること。
- ⑮ 市町や保険者が糖尿病重症化予防プログラム等に基づく保健指導を実施するために、患者の同意を得て、情報提供を行うなど必要な協力を行っていること。
- ⑯ 糖尿病の予防、重症化予防を行う市町及び保険者、薬局等の社会資源と情報共有や協力体制を構築するなどして連携していること。

○ 糖尿病の専門治療を担う医療機関

県が実施した調査において、次の項目を満たすと回答した医療機関を糖尿病の専門治療を担う医療機関として位置づけた。

〈選定要件〉

- ① 日本糖尿病学会等による診療ガイドライン等に則した診療が実施可能であること。
- ② 糖尿病の専門治療について自施設以外の職員も参加できる研修会の開催が、可能であること。(年1回以上) 開催できない場合にあっては、糖尿病の専門治療についての研修会に参加すること。(年1回以上)
- ③ 栃木県等が作成する糖尿病の専門治療を担う医療機能について説明するポスター等の施設内掲示が可能であること。
- ④ 患者会の育成、指導、支援に関わるなど、患者等に合併症予防の重要性について説明し、治療中断しないよう働きかけることが可能であること。
- ⑤ 栃木県等が作成する糖尿病治療の重要性等に関する啓発資料を活用し、患者へ食事療法、運動療法、治療継続等の必要性に係る指導が可能であること。
- ⑥ 教育入院が可能であること。(他の医療機関と協力して確実に実施できる場合を含む) 自院に教育入院ができない場合にあっては、糖尿病専門医や糖尿病療養指導士などによる糖尿病教室が開催できること。
- ⑦ 自施設職員または栃木県栄養士会等と連携し、管理栄養士による栄養指導が実施可能であること。
- ⑧ 糖尿病連携手帳等を活用し、糖尿病治療を行う他の医療機関との連携が可能であること。
- ⑨ 糖尿病患者の妊娠に対応可能であること。
- ⑩ 市町や保険者が糖尿病重症化予防プログラム等に基づく保健指導を実施するために、患者の同意を得て、情報提供を行うなど必要な協力を行っていること。
- ⑪ 糖尿病の予防、重症化予防を行う市町及び保険者、薬局等の社会資源と情報共有や協力体制を構築するなどして連携していること。

○ 糖尿病の急性合併症治療を担う医療機関

県が実施した調査において、次の項目を満たすと回答した医療機関を糖尿病の急性合併症治療を担う医療機関として位置づけた。

〈選定要件〉

- ① 関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していること。
- ② 低血糖及び高血糖に伴う昏睡等急性合併症の治療が 24 時間実施可能であること。
- ③ 食事療法、運動療法を実施するための設備があること。
- ④ 糖尿病連携手帳等を活用し、糖尿病治療を行う他の医療機関との連携が可能であること。

○ 糖尿病の慢性合併症治療を担う医療機関

県が実施した調査において、次の項目を満たすと回答した医療機関を糖尿病の慢性合併症治療を担う医療機関として位置づけた。

〈選定要件〉

(1) 糖尿病網膜症

- ① 眼科を標榜し、糖尿病網膜症の診断と治療が診療ガイドライン等に則して可能であること。
- ② 栃木県等が作成する糖尿病の慢性合併症治療を担う医療機能について説明するポスター等の施設内掲示が可能であること。
- ③ 糖尿病連携手帳等を活用し、糖尿病治療を行う他の医療機関との連携が可能であること。

(2) 糖尿病腎症

- ① 日本糖尿病学会等による診療ガイドライン等に則した診療が実施可能であること。
- ② 糖尿病の慢性合併症治療を担う医療従事者を対象とした研修会への参加が可能であること。(年1回以上)
- ③ 栃木県等が作成する糖尿病の慢性合併症治療を担う医療機能について説明するポスター等の施設内掲示が可能であること。
- ④ 患者等に合併症予防の重要性について説明し、治療中断しないよう働きかけることが可能であること。
- ⑤ 栃木県等が作成する糖尿病治療の重要性等に関する啓発資料を活用し、患者へ食事療法、運動療法、治療継続等の必要性に係る指導が可能であること。
- ⑥ 糖尿病連携手帳等を活用し、糖尿病治療を行う他の医療機関との連携が可能であること。
- ⑦ 糖尿病腎症の診断と治療が可能であり、人工透析が可能である、もしくは腎臓専門医等*がいること。
* 腎臓専門医等とは、腎臓専門医および透析専門医などの腎臓病を主として治療を行う専門医のこと
- ⑧ 市町や保険者が糖尿病重症化予防プログラム等に基づく保健指導を実施するために、患者の同意を得て、情報提供を行うなど必要な協力を行っていること。
- ⑨ 糖尿病の予防、重症化予防を行う市町及び保険者、薬局等の社会資源と情報共有や協力体制を構築するなどして連携していること。

(3) 糖尿病神経障害

- ① 日本糖尿病学会等による診療ガイドライン等に則した診療が実施可能であること。
- ② 糖尿病の慢性合併症治療を担う医療従事者を対象とした研修会への参加が可能であること。(年1回以上)
- ③ 栃木県等が作成する糖尿病の慢性合併症治療を担う医療機能について説明するポスター等の施設内掲示が可能であること。
- ④ 患者等に合併症予防の重要性について説明し、治療中断しないよう働きかけることが可能であること。
- ⑤ 栃木県等が作成する糖尿病治療の重要性等に関する啓発資料を活用し、患者へ食事療法、運動療法、治療継続等の必要性に係る指導が可能であること。
- ⑥ 糖尿病連携手帳等を活用し、糖尿病治療を行う他の医療機関との連携が可能であること。
- ⑦ 糖尿病神経障害の診断と治療が可能であること。
- ⑧ 糖尿病足病変の指導について、適切な研修を受けた者等によるフットケアが実施可能であること。

(4) 糖尿病に関連する歯周病

- ① 歯科を標榜し、糖尿病に関連する歯周病の診断、治療、療養指導が診療ガイドライン等に則して可能であること。
- ② 栃木県等が作成する糖尿病の慢性合併症治療を担う医療機能について説明するポスター等の施設内掲示が可能であること。
- ③ 糖尿病連携手帳等を活用し、糖尿病治療を行う他の医療機関との連携が可能であること。